

団体傷害保険について

ー保険には、センターで加入していますー

1. ケガをした場合

- 医師の治療を受けて下さい。この場合、治療費は各自の健康保険証を使っていただくことになります。
- ケガの状態、ケガをした時の様子等をセンター事務局へ報告して下さい。
- 保険の手続き用紙は、センター事務局にあります。

2. 傷害保険金が出る場合

- 就業中の事故(ただし、自宅作業中は除く)
- 仕事場への往復中の事故(ただし、通常の経路をはずれた場合は除く)
- 総会・講習会(技能取得を目的とするもの)等シルバー主催事業に参加中及びこの往復中の事故(ただし、通常の経路をはずれた場合は除く)

3. 傷害保険金が出ない場合(主な項目)

- 故意または重大な過失による事故
- 脳疾患、病気(熱中症含む)、心神喪失の場合
- むちうち症・腰痛などで他覚症状のないものなど

4. 保険金の額とその内容

- 通院保険金 日額3,000円

生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ医師の治療を受けたときは、その通院日数に対し90日を限度として支払われます(2回以上通院した場合及び事故の日を含め180日以内の通院が対象)。就業を開始された場合、適用されません。

○入院保険金 日額4,500円

生活機能または業務能力の減失をきたし、かつ入院して医師の治療を受けたとき、事故の日を含めて180日を限度として支払われます。

○死亡保険金 900万円

事故の日を含め180日以内にそのケガがもとで死亡したとき。

5. 保険手続きのための医師の完治診断書等

○完治後、診断書が必要な場合、費用は各自負担となります。

○保険請求のための用紙はセンター事務局から受け取り、センター事務局に提出して下さい。

○保険金の支払いは、仕事に復帰した日と、治療が完了した日のいずれか早い日までとなります。

熱中症見舞金制度について

就業中や仕事場への往復中に熱中症(団体傷害保険では補償外)と診断された場合に備え、熱中症見舞金制度に加入しております。

補償内容は次のとおりです。

○死亡見舞金10万円

○入院見舞金5万円(2泊3日以上入院)

3万円(1泊2日の入院)

5千円(通院加療・日帰り入院)

○1年間(補償対象期間)に同一会員に支払われる見舞金は10万円が限度となります。